

(議案その八)

令和七年十一月 定例島根県議会議案（条例）

次の議案別紙のとおり提出します。

令和7年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

第167号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一 部を改正する条例	1
第168号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例	2

第167号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第15条の5第3項及び第15条の8第2項の改正規定中「100分の63.75」を「100分の88.75」に、「100分の53.75」を「100分の78.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第168号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第24条第3項の改正規定中「100分の63.75」を「100分の88.75」に改める。

第2条のうち県立学校の教育職員の給与に関する条例第25条第2項の改正規定中「100分の53.75」を「100分の78.75」に改める。

附則第5項中「前2項」を「附則第3項及び第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第42項に次のただし書きを加える。

ただし、その者が島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）別表第1に規定する高等学校又は特別支援学校を勤務公署とする者で、常時勤務を要する職を占めるもの（次項において「県立学校の常時勤務を要する職を占める者」という。）である場合にあっては、定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員とみなして、新県立学校給与条例第24条第2項の規定を適用する。

附則第43項中「をいう」を「をいい、県立学校の常時勤務を要する職を占める者を除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。